〔ドイツ民事執行法判例報告〕

差押禁止口座における差押禁止範囲の変更と 執行債務者の情報提供義務

吉 田 純 平

本稿は、ドイツ法における諸判例から、民事執行法分野の研究に参考になると思われるものを紹介し、その意義を検討するものである。なお、当 判例に関するドイツ法の条文は、本稿末尾に資料として掲載する。

本判決の紹介の前に、判決において問題とされている概念について簡単 に触れておきたい。

一. 差押禁止口座(Pfändungsschuzkonto)

給料債権など債権の一部は差押えが禁止される(民事執行法152条)。 しかし、これらの債権が一旦金融機関の預金口座に振り込まれると、差押禁止債権は一般の預金債権に転化するから、差押禁止の属性は預金債権に は及ばないと考えるのが通説的見解である¹。そうすると差押禁止債権につ

¹ 鈴木・三ヶ月編『注解民事執行法(4)』(第一法規・1986年)513頁以下 [五十部豊久]、上原敏夫『債権執行手続の研究』(有斐閣・1994年)183頁 以下、香川保一監修『注釈民事執行法(6)』(きんざい・1995年)356頁以 下〔字佐見隆男〕、『基本法コンメンタール民事執行法(第6版)』(日本評論 社・2009年)437頁 [林屋礼二]。

いての債務者の生活保護という趣旨が貫徹されない。そこで、通説は、差押禁止範囲の変更を規定する民事執行法153条に基づき、債務者は、預金が給料等の振込みによって生じたことを証明して差押禁止額に対応する限度で預金債権に対する差押命令の一部取消を求めることができるとする。これに対しては、同条によるのみでは債務者の保護のために不十分ではないかとの指摘がある²。

ドイツにおいても同様の問題が指摘され、1977年、差押禁止口座に関するドイツ民事訴訟法(以下、ZPOという。)850k条が制定された³。同条によれば、金融機関にある債務者の差押禁止口座にある預金が差し押さえられたときは、債務者は、各暦月末まで、第850c条第2a項に係る第850c条第1項第1文に基づく差押禁止月額分の預金を処分することができ、その限りにおいてその預金は差押えに服さない(ZPO850k条1項)⁴。これに基づき、執行債務者が差押禁止口座に有する預金債権が差し押さえられた場合、債務者の申立てにより、差押禁止額についての差押命令は取り消される。

² 東京地裁債権執行等手続研究会編著『債権執行の諸問題』(判例タイムズ 社・1993年) 102頁〔上田正俊〕、中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂第6版〕』 (青林書院・2010年) 657頁。

³ 本条の詳細な制定過程について、内山衛次「預金債権の差押制限― ZPO850kを手がかりとして―」大阪学院大学法学研究19巻1・2号1頁。なお、ZPO850k条新設当時から文言の変遷があるが、その詳細は別稿で紹介したい。

⁴ ZPO850c条1項1文は、給料債権の差押禁止額を規定し、同850c条2a項は、差押禁止額の定期的(2年に1度)な見直しを規定するものである。

二. 執行債務者の情報提供義務(Auskunftspflicht des Schuldners)

債権の差押命令の発令前には、債務者および第三債務者を審尋しない (民執145条2項)。また、債権はそもそも公示のない無形の存在であり、 債権者は、差押命令の申立てに際して被差押債権の存否や内容について容 易に認識することができない。そこで、債権者が被差押債権を容易かつ確 実に取り立てることができるようにするために債務者および第三債務者は それぞれ以下のような義務を負う⁵。まず、債務者は、被差押債権について の証書を差押債権者に引き渡さなければならない(民執148条1項)。これ に加えて、第三債務者は、差押債権者の申立てにより、被差押債権の存 否・種類・金額・弁済の意思等について陳述しなければならない(民執 147条、民執規135条1項)。

ZPOは、これらの義務に加えて、債務者の情報提供義務を規定する (ZPO836条3項)。すなわち、債務者は、債権者に対して、債権の行使に 必要な情報を提供する義務を負う 6。提供されるべき情報は債権の種類に よっても異なるが、一般には、被差押債権の額および証拠方法、給付の時期および場所、第三債務者の抗弁事由およびそれに対する防御方法などであるとされる 7。

⁵ 中野・前掲注2、672頁。

⁶ 債務者の情報提供義務については、内山衛次「債権執行における執行債務 者の報知義務―ドイツ法を手がかりとして―」『民事紛争の解決と手続 佐々木吉男先生追悼論集』(信山社・2000年) 627頁。

⁷ 内山·前掲注6、629頁。

三. 2013年2月21日BGH決定

本決定は、ZPO850k条の差押禁止口座の運用に際して、債務者が負う 義務の内容について判断したものであり、以下の通りである⁸。

(概略)

その有利になるように差押禁止口座の預金支払請求権を差押え、また移付された債権者は、以下のことを要求することができる。すなわち、ZPO836条3項1文により、債務者の手元にある、ZPO850k条2項、5項2文に基づいて差押禁止額の増額のためにだされうる証明資料の引渡義務の存在が、差押および移付命令に記載されるべきであることである。債務者には、謄本の引渡しによる交付を履行することが許されるべきである。

(文文)

債権者の不服申立てにより、2010年9月20日のKoblenz地方裁判所第2 民事部の決定ならびに2010年9月13日のKoblenz区裁判所(執行裁判所) の決定は、ZPO850k条2項、5項2文による差押禁止額の増額のために出 されうる証明資料の引渡しが認められる限りで、破棄される。

Koblenz 区裁判所(執行裁判所)の2010年9月13日の差押および移付命令には、債務者がZPO850条2項、5項2文によって差押禁止額の増額のために出されうる、債務者の手元に存在する資料を、債務者の選択に従い、原本もしくは写しを債権者に引き渡すべき命令が付け加えられる。

(理由)

T

1.

債権者の申立てに基づき、区裁判所(Amtsgericht)一執行裁判所一は、とりわけ、債務者が第三債務者に対して有するZPO850k条に基づく差押禁止口座の預金の支払うべき請求権を差し押さえ、支払いに代えて移付すべき差押命令および移付命令を発した。それ以外に、債権者から申し立てられたZPO850k条2項、5項2文に基づいて差押禁止額の増額のためにだされうる証拠の引渡しの要求は、退けられた。

これに対してなされた債権者の即時抗告は、抗告裁判所によって棄却された。抗告裁判所に認められた法律抗告でもって、債権者は、さらに、ZPO850k条2項、5項2文による差押禁止額の調査のために必要な書類の引渡しの申立ての却下に対して異議を申し立てた。

 \prod

2

法律抗告には理由がある。

3

1. ZVI2011、258においてその判決が公表されているところで、抗告裁判所は、次のように述べている。すなわち、債務者は、債権者にZPO836条3項に基づき、差し押さえられた口座の預金がZPO850k条2項によって差押禁止であるかどうか、そしてどの程度差押禁止なのかの情報を与えなければならない。そのようにしてのみ、債権者は、差し押さえられた口座の預金の範囲を調査することができる。それ以外には、債権者は、ZPO850k条4項の申立てをするために、この情報を必要とする。たしかに、ここから債務者の以下のような義務は生じない。すなわち、ZPO850k条2項、5項2文により増加した差押禁止額の証明のために第三債務者に提出すべき証明資料をZPO836条3項1文により債権者に引き渡す義務で

ある。確かに、債務者のそのような文書は、原則として、差し押さえられ る債権の額を証明するものとして適切である。ZPO850k条5項2文は、そ の規定のなかで、どのような文書がその証明のために提出されるべきかを 具体的に示していないから、債務者の使用できる資料が第三債務者への交 付によってはじめて、ZPO850k条5項2文の意味での証明のための情報の 提供となる。ZPO836条3項1文に基づく引渡義務は、理論必然的には認 められない。なぜなら、ZPO850k条5項2文の意味での資料は、それらが 第三債務者に提供されたときにはじめて発生し、その場合には債務者は確 かにもはやそれについて処分することができないところに、存在している からである。その他の点では、立法者は、ZPO850k条5項2文の規定を、 意識的に新たに以下のような場合に、執行裁判所の負担を軽くする目的で 採用した。すなわち、たとえば債務者による扶養料の認可や、社会法2章 もしくは12章による給付もしくは児童金の受給の場合に、債務者の申立 てによって口座の差押えに際しての差押禁止額を確定しなければならない 金融機関にとって不明確であるような場合である。この目的は、債務者が ZPO836条により債権者に交付しなければならないことによって、事実上、 必要な資料を提出することができなくなることによって妨げられる。

2. これは、法律上の再審理に耐えない。

3.

a) ZPO836条3項1文に基づき、債務者は、被差押債権の取立てに必要な情報を債権者に提供し、債権に関して手元にある文書を債権者に引き渡す義務がある。この規定は、債権者が、第三債務者に対する債権の取立てを容易にすることを目的とする。この情報提供義務及び引渡義務は、債権の実現のために必要な情報を入手するという債権者の利益に資する。債権者は、第三債務者への訴えの見通しを検討し、必要であればその正確な額を見積もることができるような状況に置かれることになるであろう。不必

要、かつ危険を負う第三債務者に対する訴訟は、避けられることになろう (2012年2月9日BGH決定BGHZ192 314 2006年12月20日BGH決定 NIW2007, 606 Rn.8f.)。債務者の引渡義務は、債権者を履行の受領の正当 な権限があることを正当化する文書、ならびに債権の存在を証明し、債権 の額、支払期日、もしくは抗弁のないことを調査もしくは証明するのに資 するような文書が関わってくる(2012年2月9日BGH決定BGHZ192. 314Rn.7: 2006年12月20日BGH決定NIW2007. 606 Rn.6: 2006年6月28日 NIW-RR 2006. 1576 Rn.8: 2003年2月14日BGH決定NIW 2003. 1256)。債 権の額の調査もしくは証明に資する文書には、現在の給料明細書が該当 し、通常は、差押および移付命令の送達の時から最後の3回の給料明細で ある (2006年12月20日BGH決定NJW2007, 606 Rn.6)。または、公法上 の支払いについての明細もしくは年金の明細が該当する(MünchKomm ZPO/Smid. 4.Aufl.. § 836 Rn.124: Schuschke in Schuschke/Walker. Vollstreckung und Vorläufiger Rechtsschutz, 5.Aufl., § 836 Rn.9; Brehm in Stein/Jonas, ZPO, 22.Aufl., § 836 Rn.14, Fn.43; Zöller/Stöber, ZPO, 29.Aufl., §836 Rn.13: Musielak/Becker, ZPO, 9.Aufl. §836 Rn.7)。さらに、これに は、倒産法305条1所定の債務者協議委員会の証明書も該当する。なぜな ら、これは、債務者の人的および経済的関係について責任を負い、した がって、差押可能な額の計算に必要な情報を自由に処分できるからである (Gesetzesbegründung zum Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Kontopfändungsschutzes, BT-Drucks, 16/7615, S.20)

- b) これらの原則の適用に際して、債権者には、ZPO836条3項1文に基づき、ZPO850k条5項2文において挙げられた債務者の手元にある資料の引渡請求権が認められる。
- aa) どの範囲で、債務者の差押禁止口座の預金支払請求権が差押えに服するかは、ZPO850k条1項から3項より明らかになる。差押および移付命令がこれについて言及していない場合(ZPO850c条3項2文に基づく、いわ

ゆる「白地決定」の適法性については、2006年1月24日BGH決定BGHZ166,48)、差押禁止の預金額を調査し、債権者に支払うのは、第三債務者の責務である。その際に、第三債務者は、債務者のZPO850k条2項1文に挙げられた扶養義務や特別な収入が、ZPO850k条1項により基準となる差押禁止額の増額を導くことを考慮しなければならない。口座を運用する金融機関は、通常給料の差押えの場合の債務者の雇用者とは異なり、これについて決定的となる事情についての知識を有していないから、金融機関は、ZPO850k条5項2文に基づき、ZPO850k条2項により差押禁止される金額が雇用者、家族に関する行政部門社会保障の給付者もしくはInsO305条1項1の意味での適切な者もしくは機関の証明書によってその預金が差押えに含まれないことが証明される場合に限り、債務者に支払わなければならない。

bb) 債務者がZPO850k条5項2文により差押禁止額の増額を達成するために必要な文書は、通常の場合、ZPO836条3項1文により、履行義務者から請求権が差し押さえられた場合に、債権者に引き渡される資料と同一である。雇用者、公的機関、そして年金保険給付者は、特別な証明をする必要がない。なぜなら、信用経済は通常の証明文書を受けいれること、およびそれを基礎に必要な計算が迅速かつ適切に行われることについて、疑義は存在しないからである(口座差押保護の改正のための法律草案の理由、BT-Drucks.16/7615, S.20)。したがって、債務者の収入に対する執行の場合と同様に、差押禁止口座に対する執行の場合にも、その計算に必要な資料を得ることができることについての債権者の正当な利益が存在する。これによって、債権者は、第三債務者の計算を追証し、その計算の内容的な正しさを審査し、金融機関の支払いがZPO850k条5項3文により債務免責が有効ゆえに重要な意義を有するが、場合によってはZPO850c条4項、850e条2および3、850f条2項および3項、850g条、SGB54条4項との関連でZPO850k条4項に基づく申立てをすることを検討するような状況に置

かれる。

- cc) ZPO850k条5項2文に基づく、第三債務者の手元にある証明書の引渡しは、債務者の正当な利益に反しない。当部(Der Senat)は、ZPO850k条5項2文の意味や目的と、証明書の引渡しは両立しないという抗告裁判所の解釈には与しない。たしかに、債務者が完全な差押保護を手に入れるために、その証明書を必要としているということ、そして2009年7月1日に施行されたZPO850k条の改正もこれを保障しようとしている(口座差押保護の改正のための法律草案の理由、BT-Drucks. 16/7615, S.1,2,9)。しかし、これは、引渡義務とは矛盾しない。当部の判例によれば、債権者がその正当化の目的のために場合によって原本を指示しない限りで、債務者は、その引渡義務を写しの交付によって履行することができる(2012年2月9日BGH決定BGHZ192, 314; Zöller/Stöber, aaO, § 836 Rn.14; Musielak/Becker, aaO, § 836 Rn.7; Hk-ZPO/Kemper, 5.Aufl., § 836 Rn.12)。ZPO850k条5項2文に基づく証明書の原本は、債権者にとって、意味がない。このことから、写しの交付によって、債権者の正当な利益および債務者の正当な利益は、同様に計算される。
- c) 債権者は、その引渡請求権の範囲において、差押および移付決定において引き渡されるべき文書の表示を求めることができる。たしかに、ZPO836条3項5文(前の3文)の意味での執行を可能にする完全な表示は不可能である。なぜなら、どのような債務者の文書が金融機関に存在するか確かではないからである。しかし、債権者は、債務者によって確定させられうるような引渡しの命令を差押および移付命令においてなされることへの正当な利益を有する(2006年6月28日BGH決定NJW-RR2006,1576Rn.9参照)。そのような場合がここにある。ZPO850k条5項2文によって第三債務者の手元に存在する文書との関連によって、債務者の引渡義務が明確となる。

3. したがって、債権者の法律抗告により、抗告裁判所の異議を唱えられた決定は破棄され、執行裁判所の決定に対する抗告について決定されるべきである。この判断は、当部が抗告の意味において自身で行う。なぜなら、さらなる認定は期待されないからである(ZPO577条5項1文)。

四、本判決の意義

本判決においては、差押禁止口座を有する債務者が、ZPO850k条5項に基づいて差押禁止の範囲を増額させるために必要な書類の写しを、ZPO836条3項に基づいて債権者に引き渡さなければならない旨が判示された。

差押禁止口座が運用される場合も、当該口座の預金全額が差押禁止とな るのではなく、法により規定された差押禁止額についてのみ差押えに服さ ない(ZPO850k条1項)。これは、日本法において、預金債権のうち差押 禁止債権の額については民事執行法153条の申立てによって差押えを取り 消しうるとする見解と、基本的な法状況は同じであろう。ところで、差押 禁止口座において差押えの効力に服さない債権の額は債務者の状況によっ て変更されうる(ZPO850k条2項、4項)。このとき、第三債務者は、そ の額を、証明する証明書を債務者から受け取ることによって確定する (ZPO850k条5項)。第三債務者である金融機関にとって、債務者に弁済す ることができる差押禁止の範囲を認識することは極めて重要である。本判 決で債務者によって債権者に引き渡されるべきとされる文書は、第三債務 者が、差押禁止の範囲を証明するために用いるために債務者から交付され る文書と同一である。この文書によって、債権者は、預金において回収可 能な範囲を認識することができ、場合によっては差押禁止の範囲の変更 (ZPO850k条4項)の申立てをすることができるとされる。これは、差押 禁止口座を用いる際には、債権者も、第三債務者と同様に、差押禁止の範

囲を知ることについて利益を有しているということである。そして、債務者は、第三債務者のみならず、債権者に対しても同文書を交付しなければならない。この義務は、ZPO836条3項に基づく債務者の情報提供義務によって基礎づけられる。すなわち、本判決は、差押禁止口座を有する債務者が、ZPO836条3項に基づく情報提供義務の内容を判断したものであるといえる。そして、この範囲は、第三債務者が知るべき情報と同一である。ZPO836条3項に基づく債務者の情報提供義務は、債権者による取立てを容易にすることを目的とするが、差押禁止口座に際しては、そのうちの差押禁止の範囲についての情報を得ることがこの目的に資するというのである。

【資料⁹】

ZPO836条第3項

債務者は、債権者に対して、債権の行使に必要な情報を提供し、かつ、 債権について存在する証書を引き渡す義務を負う。債務者が情報を提供し ないときは、債務者は債権者の申立てに基づいて、情報を調書に記載し、 その記載について宣誓に代わる保証をする義務を負う。証書の引渡しは、 債権者によって強制執行の方法により行うことができる。

ZPO850 k条第1項

金融機関にある債務者の差押禁止口座にある預金が差し押さえられたときは、債務者は、各暦月末まで、第850c条第2a項に係る第850c条第1項第1文に基づく差押禁止月額分の預金を処分することができ、その限りにおいてその預金は差押えに服さない。第835条第4項の期間が経過するま

⁹ 春日偉知郎・三上威彦『ドイツ民事訴訟法典―2011年12月22日現在―』 (法曹会・2012年)を参照した。

で債権者に給付すること又は供託することが許されない預金もまた、第1 文の意味の預金に属する。債務者が、各月内に第1文による差押禁止額の 預金を処分しない限り、この預金は、時期の月暦において第1文により保 護される預金に加えられ、差押えに服さない。第1文から第3文までは、 債務者の振替口座に存する預金であって、第三債務者に対して移付命令が 送達されてから4週間が経過する以前に差押禁止口座に移転された預金が 差し押さえられた場合に準用する。

同第2項

この他に、預金の差押えに関しては、以下に掲げる額は、第1項による 差押禁止額を上回る部分について差押えに服さないとの準則によるものと みなす。

- 1 第850c条第2a項第1文に係る第850c条第1項第2文に基づく差押禁止 額については、
- (a) 債務者が、法律上の義務に基づいて一人または複数人を扶養する場合、 又は
- (b) 債務者が、社会法典第2編第7条第3項又は社会法典第12編第19条、第20条、第36条第1文又は第43条の意味における共同体において債務者とともに生活する者のために、社会法典第2編又は第12編による金銭給付を受け取る場合
- 2 社会法典第1編第54条第2項の意味における一回限りの給付及び社会 法典第1篇第54条第3項第3号の意味における身体又は健康損害による 増額費用の補償のための金銭給付
- 3 育児金または子供のためのその他の金銭給付。ただし、給付を受け若 しくは配慮を受ける子供の扶養債権を理由として差押えがなされると きは除く。

第1文による額については、第1項第3文を準用する。

同第3項

執行裁判所が差押命令において留保された額は、第850d条に掲げる債権を理由として預金が差し押さえられたときは、第1項及び第2項第1文第1号に基づく差押禁止額に代わるものとする。

同第4項

執行裁判所は、申立てに基づき、第1項、第2項第1文第1号及び第3項とは異なる差押禁止額を確定することができる。本法律の第850a条、第850b条、第850c条、第850d条第1項及び第2項、第850e条、第850f条、第850g条及び第850i条並びに第851c条及び第851d条、並びに社会法典第1編第54条第2項、第3項第1号、第2号及び第3号、第4項及び第5項、第12編第17条第1項第2文、並びに所得税法第76条を準用する。この他に、執行裁判所は、第732条第2項に掲げる命令を発令する権限を有する。

同第5項

金融機関は、債務者に対して、契約上の合意の範囲において、第1項及び第3項により差押えに服さない預金に基づく給付を義務付けられる。このことは、第2項により差押えに服さない額については、債務者が、使用者、家族貯蓄銀行(Familienkasse)、社会福祉施設又は倒産法第305条第1項第1号に該当する者若しくは担当者の証明書によって、預金が差押えに服さない旨を証明する場合に限り適用される。金融機関が債務者に対してした給付は、第2文の証明書の間違いが金融機関に知らされず、又は金融機関に重大な過失による不知ではない場合には、免責の効力を生ずる。債務者が、第2文の証明をすることができなかったときは、執行裁判所は、申立てに基づいて、第2文の額を定めなければならない。第1文から第4文までは、供託についても適用する。

同第6項

社会法典による金銭給付又は育児金が差押禁止口座に預金されたときは、金融機関は、その預入れによって生じている債務について、その記載から14日の期間に限り、口座取引の対価として又はこの期間内の権利者の口座処分に基づいて金融機関に帰属する債権によってのみ差引勘定及び相殺をすることができる。その後に存する預金残高までについては、預入れから14日以内は、金融機関は、権利者が社会法典による金銭給付又は育児金の預入れであることを証明し、又は金融機関にその旨が通知されたときは、償還できないことを理由に支払記録の作成を拒絶する権限を有しない。金融機関の口座管理の対価は、第1項から第4項までによる額によって相殺することができる。

同第7項

振替口座の管理の基礎となる契約において、自然人又はその法定代理人たる顧客と金融機関とは、振替口座が差押禁止口座として管理される旨の合意をすることができる。顧客はいつでも、金融機関が振替口座を差押禁止口座として管理することを求めることができる。振替口座の預金がすでに差し押さえられるときは、債務者は、差押えが言い渡された後4営業日の開始までは、差押禁止口座として管理することを求めることができる。

同第8項

何人も一つの差押禁止口座のみを運営することができる。その取決めにあたり、顧客は金融機関に対して、差押禁止口座をこれ以外に運営していない旨を保証しなければならない。金融機関は、興信所(Auskunfteien)に、顧客のために一つの差押禁止口座を管理した旨を通知することをできる。興信所はこのような報告を利用することができるのは、第2文の保証が真実か調査するための金融機関からの照会に対して、関係人が一つの差押禁止口座を管理しているか否かに関する情報を提供することのみ限られ

る。第4文に掲げる目的以外のための調査、処理及び利用は、関係人の同意がある場合であっても許されない。

同第9項

債務者が第8項第1文に反して複数の振替口座を差押禁止口座として運営するときは、施行裁判所は、債権者の申立てに基づいて、債権者の申立てにおいて示された振替口座のみを債務者の差押禁止口座として留保する旨を命じる。債権者は、第1文の要件をこれに関する第三債務者の陳述書を提出して疎明しなければならない。債務者の審尋は行わない。裁判は、すべての第三債務者に送達しなければならない。振替口座を差押禁止口座として特定しない金融機関に対して裁判を送達することによって、第1項から第6項までの規定による効力は消滅する。

ZPO8501条

債務者が、申立てに先立つ最後の6ヶ月内に口座に差押禁止額のみが預け入れられたことを証明し、かつ、その後12ヶ月間においても差押えできない額のみが預け入れられることが予想されることを疎明したときは、債務者の申立てに基づいて執行裁判所は、差押禁止口座にある預金が12ヶ月までの期間に限り差押えに服さないことを命じることができる。その命令は、債権者の優越する利益に反する場合には拒否することができる。その命令は、その要件が存在しなくなった場合、又はその命令が債権者の優越する利益に反する場合には、債権者の申立てに基づいて取り消さなければならない。

【付記】

本稿は、公益財団法人全国銀行学術振興財団の助成による研究成果の 一部である。